

許可番号 04020173451

産業廃棄物処分業許可証

住所 福岡市東区二又瀬新町1-5番16号

氏名 株式会社大栄興産
代表取締役 出口 栄二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 服部 誠太郎



許可の年月日 令和 5 年 8 月 9 日

許可の有効年月日 令和 10 年 8 月 8 日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

中間処理（選別）：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については、自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類 以上8品目

中間処理（焼却）：汚泥、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ 以上6品目

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限り。）を記載すること。）

選別施設：設置場所 福岡県飯塚市上三緒字神田1番27

設置年月日 平成29年9月23日

処理能力 9.9t/日（8時間）

焼却施設：設置場所 福岡県飯塚市上三緒字神田1番27

設置年月日 令和4年5月2日

処理能力 汚泥 21.6kg/時 0.157t/日（8時間）

廃油 13.3kg/時 0.118t/日（8時間）

紙くず 31.4kg/時 0.251t/日（8時間）

木くず 29.7kg/時 0.237t/日（8時間）

繊維くず 26.3kg/時 0.21t/日（8時間）

動植物性残さ 22.9kg/時 0.183t/日（8時間）

以下余白

（以下裏面記載）

複写厳禁